

## 奈良地方裁判所委員会・奈良家庭裁判所委員会 議事概要

### 1 日時

平成24年9月27日(木) 13:30～16:30

### 2 場所

奈良地方・家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

(地裁委員)

大澤英一，田村在也，中野聖子，中村憲兒，森本恵子，田中啓義，小原浩司，  
牧賢二，上田昭典

(家裁委員)

一柳茂，奥村隆司，香取泰行，河合衛，鈴木洋子，松本眞理子，小原浩司  
(兼務)，鳥羽耕一，上田昭典(兼務)

(事務担当者等)

藤木義裕，水野和雄，中野典子，高木忠弘，野田裕子，宮下和夫，中須賀隆  
志，澤村勝也

### 4 議事( :委員長, :委員, :裁判所からの説明)

(1) 所長挨拶

(2) 意見交換

ア 奈良家庭裁判所委員会関係

テーマ「子の福祉と家庭裁判所の役割」

- ・ 民法や家事事件手続法の改正に触れながら，家事事件において子の福祉の観点から裁判所が行っている手続運営や家裁調査官が行っている調査の工夫点などを裁判所から説明して，意見交換を行った。

調停委員には，どのような方がなられているのか。

調停委員は，裁判所の非常勤の職員で，家庭の様々な問題について，弾力的な解決を図るといふ家事調停制度の趣旨から，社会生活上の豊富な知識経験や専門的知識を持ったいろいろな立場の民間の方が務めており，調停委員になりたいという申出をされた一般の方について，裁判所での選考を経て，調停委員を務めていただくことになっている。

子どもの発達状況や年齢によっては，状況にかなりの差があると思う。いったん調停が成立したら，後の状況に応じて変更するということはできないのか。また，子どもは同居している大人の影響を非常に受けやすいと思う。このような観点から，子の意思を尊重するにあたり，どのような点に気をつけておられるのかお聞きしたい。

調停が成立したら変更できないのかという点であるが，養育費などは，調停の時点における子の状況や双方の収入等によって決める。後に大きく状況が変われば，その時点で調停を申し立ててもらって，改めて決めることができる。子どもの状況や双方の収入の変化によって，変更することは可能である。

子の意思の尊重という点は、非常に難しいテーマである。子どもは、一緒に住んでいる親の顔色を見たり、たまに会う別れた親の顔色を見たり、大人から影響を受けやすい。家裁調査官が調査するときには気をつけることと関連するが、子どもが自由に自分の本音を話せるように家庭訪問をして一緒に遊んだりするというを行っている。子どもが家族と一緒にいる状況で話をしたり遊んだり、また、家裁調査官と二人で話しをしたり遊んだりして、気持ちを出せるような環境を作る努力をしている。

各家庭の状況を正確に把握して、子どもに不要な心配をかけないように気をつけながら調査を行うので、家裁調査官は、その準備に大きな時間をかけている。また、調査の現場では、調査の方法も臨機応変に行わなければならないので、経験が必要なところでもあり、奈良家裁はもちろん、全国の家庭裁判所でそれらノウハウを蓄積している。

親権者に関する子の意思は、どのように調停に反映されるのか。

通常、子どもは父母の両方が好きで、両親に離婚してほしくないという気持ちを持っている。離婚を決めるのは本人同士であり、それをやめるように言うことはできないが、両親は離婚でもめていることから、それしか目に見えない状況が多く、子どもの思いをどうやって両親に分かってもらうかということが重要だと思う。

家裁調査官が子どもの意思を正確に把握して、子どもが幸せに生活できる環境の調整等に努力されていることがよく分かった。話題は変わるが、両親を事故等で亡くした場合、その子どもは未成年後見制度を利用し、後見人が親権者としての責任を負うことになっていると思う。その未成年後見人を裁判所が選任した後、裁判所はどのように未成年後見人の監督をしているのか。

後見監督では財産管理が中心となるが、後見人には身上監護の役割もあるので、その点からアドバイスさせていただくこともある。

実際、未成年後見人が行う財産管理では、財産が減らないように守るというだけでなく、未成年が必要な時に財産を使用することもあるのか。

後見人の役割として、財産を管理するということには、子どもの成長に合わせて、子どものために適切にお金を使うということも含まれている。

子どもの好きな絵本やおもちゃが備え付けてある家族面接室の説明を受けたが、紹介していただいた写真からは、少し狭く開放感に欠けるように感じられる。

私も狭く感じたし、他の委員の方も、写真を見て狭く感じられたのではないか。実際、家族面接室をどのように利用しているのか、実情をお伺いしたい。

言語だけでは真意が伝わりにくい小さな子どもなどに家族面接室で遊んでもらい、その姿や行動を見たりして、家裁調査官が調査している。

近年の社会問題として、子どものことを顧みず、離婚、再婚する親が多くなっており、それが虐待につながっているということがあってはならない

か。

通常、離婚する場合、父親か母親かのいずれか一方が親権者となるが、調停離婚の場合、親権者と監護者を分けて指定することは可能か。

実務として、親権者と監護者を分けるということはほとんどない。

離婚等の事件が増えていると思うが、家裁調査官の人員は足りているのか。

家事事件では、離婚等の事件の中で、子どもについて家裁調査官の関与する事件が増えており、夏休みには、毎日のように子どもの調査を行っている。また、調査で使用する家族面接室も予約でいっぱいになる日もある。そのような状況ではあるが、家裁調査官は適正に執務を行っている。

## イ 地方裁判所委員会関係

テーマ「強制執行の手続について」

- ・ 裁判所から、強制執行の手続について説明して意見交換を行った。

不動産執行を申し立てる際、予納金として70万円が必要という説明を受けたが、その内訳を伺いたい。

不動産執行を申し立てる際には、申立手数料4000円と、当庁では、事件によるが多くの場合は予納金70万円を納付していただくことになる。申立手数料は申立書に印紙を貼付して納付する。予納金は手続を進めるために必要な費用に充てられるものであり、これをあらかじめ裁判所に納めてもらわないと、民事執行手続を進めることができない。不動産執行の場合は、不動産を売却するということになるので、当該不動産の権利関係の調査や売却金額の評価を行う必要があり、これらに要する費用に予納金を使用されることとなる。なお、予納金は、手続の途中で不足する等して追加して予納していただく必要がないよう、多めに予納していただいている。そして、使用しなかった予納金は申立人に返還することとなり、また、使用した予納金も、不動産の売却代金を配当する時に、申立人に優先して返還することとなっている。

民事執行事件と財産開示申立事件の実情について、伺いたい。

平成23年における財産開示申立事件の新受件数は12件である。また、同年度における執行事件全体の受件数を御説明すると、最も新受件数が多いのが債権執行で1002件、その次が動産執行で381件である。不動産執行の申立件数は47件と少ないが、これは、不動産には、一般債権より優先して弁済される抵当権等が設定されていることが多く、不動産から一般債権の回収をすることが困難であるという事情によるものと思われる。動産執行が少ない件数に止まっているのは、生活必需品等の差押禁止財産は差押えできないし、使用されていた動産については、中古品として特別な価値でもない限り売却額が高額に評価されないという事情があるのではないかとと思われる。そういうことから、給料債権や預金債権を差押える債権執行の件数が多いのだと思われる。

弁護士の立場としては、和解が成立して訴訟が終了するのが一番いいと思っている。和解で終われば、任意での支払が期待できるからである。判決が出た場合、任意で支払ってもらえればいいが、強制執行となると、なかなか難しい。判決で債務名義を得た後、動産執行を申し立て、遠方の飲食店数か所に動産執行に行ったが、現実には少額の金額しか回収できなかったという経験がある。また、動産執行を申し立てても、執行不能で終了する場合も多く、苦労している。財産開示申立事件について、終局事由の件数を伺いたい。また、出頭しなかった債務者には30万円の過料を科すことができるとなっているが、実際に過料を科したケースがあるのかを伺いたい。

平成23年の財産開示申立事件の新受件数12件のうち、債務者が出頭して財産を開示したのは4件である。それ以外は、取下げまたは債務者不出頭による終了という結果で終了している。奈良地裁本庁において、過去3年のうち、過料の命令を発令した事件は1件である。

過料の裁判を行うかについては、債務者が出頭しなかった理由や違反の内容、程度等を総合判断した上で、裁判官が発令するか否かを定めることとなる。

債務名義の債権額に満たない場合、強制執行は何度でもできるのか。また、債権執行により給料を差し押える場合、債務名義の金額に満つるまで、何年もの期間にわたって差し押えることができるのか。

債務名義に記載された金額に満つるまで、何回でも、強制執行を申し立てることができる。給料債権を差し押える場合、債務者が給料の支給を受けている勤務先を退職するまでは、差し押えるべき金額に満つるまで、差し押えることができ、その期間に制限はない。

判決で終わったすべての事件が強制執行まで行くわけではない。

和解はもちろん、判決で終了した事件でも任意に支払ってもらえるケースの方が多い。しかし、任意弁済を受けることができず、強制執行により債権の実現を図ることになると、大変苦労するということである。

(3) 今後の予定について

ア 日時

平成25年3月5日(火)午後1時30分

(奈良地方裁判所委員会と奈良家庭裁判所委員会の合同開催)

イ テーマ

「裁判所における新採用職員の育成について」(地裁委員会)

「家事調停における養育費及び婚姻費用分担と履行の確保について」(家裁委員会)

(以上)